１～２ページ
委員のみ配布

参考資料

令和８年７月３日
保健医療福祉課

病床数適正化緊急支援事業（令和７年度国補正予算）の実施について

１　事業概要

本事業は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うものである。

２　事業内容

⑴　支給対象

以下のいずれかに該当する病院または有床診療所

① 令和７年 12 月 16 日から令和９年３月 31 日までの間に、病床数（一般病床、療養病床及び精神病床をいい、特例病床を含む。以下同じ。）の削減を行う医療機関

② 昨年度実施した「病床数適正化支援事業」において、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、令和６年 12 月 17 日から令和７年９月 30 日までに病床の削減を行い、県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関

③ 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和７年８月 14 日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関

⑵　支給額

削減した病床１床につき 4,104 千円

ただし、削減する病床が休床の場合は１床につき 2,052 千円

⑶　本県における取り扱い

地域の医療提供体制等を確保する観点から、回復期病床の削減については、地域医療への影響が大きいことから本事業の支給対象外としている。

３　事業のスキーム

本事業における給付金は、国の基金管理団体から医療機関へ直接支給されるため、県で予算措置を行わないが、県が医療機関からの申請書を審査し、県内の申請書を取りまとめて国へ提出するスキームとなっている。

６月 23 日（火）～７月 14 日（火）の期間で医療機関から県への第１回申請受付が開始されており、県から国への申請書の提出締め切りは８月 24 日（月）であることが国より示されている。

なお、第２回申請受付期間については、国から追って示される予定。

４　留意事項

⑴　支給対象外

以下のいずれかに該当する場合は支給対象外となる。

①　都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合

②　令和９年３月 31 日時点において廃院する予定の場合

③　令和９年３月 31 日時点において事業譲渡等を行う予定の場合

なお、①及び②に該当する場合においても、⑵の手続を経た上で、当該地域における医療提供体制に支障がないと認めたものは支給対象となる。

⑵　地域医療構想調整会議における議論

以下のいずれかに該当する場合は、医療法第 30 条 14 第１項に規定する協議の場（各圏域の地域医療構想調整会議）等において議論を行った上で削減が必要。

①　都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合

②　令和９年３月 31 日時点において廃院する予定の場合

③　現に患者が入院している病床を削減する場合

④　病床数をあわせて 100 床以上削減をする場合

⑤　その他、都道府県において議論が必要と認める場合

なお、本事業の Q&A において、上記の議論が必要なものについては、「県から国への申請書提出“前”」に議論を行う必要がある旨示されている。